

平成16年度市民参画手続の実施状況

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	意見等の提出方法	審議会等・意見交換会等				意見等の検討状況	検討結果
							公募委員	氏名等の公表	会議公開	会議録公開		
1 鹿児島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定 (所管課) 人事課	本市では、平成4年度から情報公開制度を導入し、市民の方々に対して必要な市政情報を公開することで、市民の市政に対する関心と理解を一層深めるとともに、開かれた市政の実現に努めてきた。 また、市職員の給与、職員数等を公表するなど、人事行政の運営に関しても積極的な情報提供に取り組んできた。 今回、より一層の人事行政の運営の公平性・透明性を高めるため、地方公務員法に基づき条例を制定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年12月24日～17年1月24日(32日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・「市民のひろば1月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(仮称)の骨子案 ・作成した趣旨、目的等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 8人 意見数 13件	・条例等に反映するもの 0件 ・既に盛り込み済みのもの 4件 ・運用で対応するもの 1件 ・条例に盛り込まないもの 2件 ・その他要望・意見等 6件
2 環境未来館(仮称)整備事業 (所管課) 環境総務課	環境基本計画に掲げる「循環と共生を基調にした環境文化都市」の実現を目指して、市民一人ひとりが環境について感性や理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実践するとともに、その活動の輪を本市全体へ広げていくことを進めるため、参加・体験型の環境学習とリサイクル活動などの拠点となる「環境未来館(仮称)」を整備する。	パブリックコメント手続の実施	16年11月19日～12月18日(30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・「市民のひろば11月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼 ・地域福祉館(41)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・市内小・中・高校への周知 ・市民団体への説明会の開催	・鹿児島市環境未来館(仮称)基本計画の骨子案 ・作成した趣旨、目的等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 26人 意見数 168件	・基本計画(案)に反映するもの 1件 ・既に盛り込み済みのもの 30件 ・設計等の際の参考とするもの 51件 ・反映しないもの 13件 ・その他(質問、感想) 73件
		審議会等への付議(環境審議会)	16年7月23日、11月10日、17年1月18日(3回)	(会議開催のお知らせ) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧	・鹿児島市環境未来館(仮称)基本計画の骨子案など	意見交換	3/15	○	○	○	審議会を3回開催し、建物の設計や建設予定地の周辺にある甲突川などと併せた総合的教養施設への意見等が提出される	審議会の意見及びパブリックコメントに関する委員の意見などをふまえ、基本計画案を作成した。
3 鹿児島市みんなでまちを美しくする条例の制定 (所管課) リサイクル推進課	まちを歩くときと美観を損なう、空き缶や吸殻などのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などが見受けられる。これは、個人のモラル・マナーの低下から生じる問題である。ポイ捨てなどのない良好な生活環境を保つためには、そこに暮らす人々と市が一体となって取組む必要がある。 こうしたことから、美しいまちづくりを推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための抛りどころとなる条例を制定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年3月8日～4月9日(33日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(4)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・「市民のひろば3月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市まちをみんなで美しくする条例(仮称)の骨子案 ・基本的考え方、概要等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 256人 意見数 495件	・条例等に反映するもの 105件 ・既に盛り込み済みのもの 235件 ・反映しないもの 113件 ・その他要望等 42件
4 かごしま市保育計画(仮称)策定事業 (所管課) 児童家庭課	平成15年7月に交付された「児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、平成16年度の4月1日における待機児童の数が50人以上いる市町村については特定市町村として「保育計画」を策定し、待機児童を解消するために、具体的な目標設定を行うこととされた。 特定市町村に該当する本市においても、年々増加する保育需要に対応するために、改正された児童福祉法の規定に基づき、現状を分析し市民の声を反映しながら総合的に保育計画を推進するための計画を策定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年1月26日～2月24日(30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・地域福祉館(41)での供覧 ・「市民のひろば2月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・かごしま市保育計画素案(案) ・策定の背景、趣旨等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 623人 意見数 1,299件	・計画案に盛り込むもの 127件 ・計画案に盛り込み済みのもの 429件 ・反映しないもの 280件 ・その他要望等 463件
		審議会等への付議(かごしま市保育計画策定推進委員会)	16年7月26日、9月6日、17年1月14日、3月16日(4回)	(会議開催のお知らせ) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧	・かごしま市保育計画(仮称)素案など	意見交換	2/10	○	○	○	審議会を4回開催し、待機児童解消についての意見や幼保一元化についての意見等が提出される	出された意見などに基づいてかごしま市保育計画案を作成した。
5 高齢者福祉センター吉野(仮称)建設事業 (所管課) 高齢者福祉課	本市においては、高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援するために、市内3ヶ所(与次郎、東桜島、谷山)に高齢者福祉センターを設置している。 高齢者福祉センター吉野(仮称)の建設は、吉野地区をはじめとする市の北部地区の高齢者がより身近なところで高齢者福祉センターを利用できるように整備するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年12月10日～17年1月11日(33日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・地域福祉館(41)での供覧 ・「市民のひろば12月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・高齢者福祉センター吉野(仮称)建設事業基本計画(素案) ・作成した趣旨、目的 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 10人 意見数 24件	・基本計画に盛り込むもの 1件 ・基本計画に盛り込み済みのもの 4件 ・基本計画に盛り込まないもの 4件 ・その他要望 15件

平成16年度市民参画手続の実施状況

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	意見等の提出方法	審議会等・意見交換会等				意見等の検討状況	検討結果
							公募委員	氏名等の公表	会議公開	会議録公開		
6 保健センター(吉野地区)整備事業 (所管課) 保健所生活衛生課	市民の健康増進や疾病予防を含めたきめ細やかな保健サービスを充実させるため、健康づくり活動の拠点となる保健センターを吉野地区に整備するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年12月10日～17年1月11日(33日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・地域福祉館(41)での供覧 ・保健センター(4)での供覧 ・「市民のひろば12月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・北部保健センター(仮称)整備事業基本計画(素案) ・作成した趣旨、目的 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 10人 意見数 16件	・基本計画に盛り込むもの 1件 ・基本計画に盛り込み済みのもの 3件 ・基本計画に盛り込まないもの 0件 ・その他要望 12件
7 中心市街地活性化対策の推進 (都心部) (所管課) 企業振興課	本市都心部市街地の活性化を図るため、鹿児島市中心市街地活性化基本計画に基づき、行政と民間が一体となって「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」を総合的・一体的に推進するもの。	審議会等への付議 (鹿児島市中心市街地活性化対策推進協議会)	16年5月24日、10月19日、17年3月29日(3回)	(会議開催のお知らせ) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧	・鹿児島市中心市街地活性化基本計画など	意見交換	4/20	○	○	○	審議会を3回開催し、ウオーターフロント地区の駐車場問題、天文館中心部の不法駐輪対策、上町地区の水族館との共通イベント等の計画などが提案される。	17年度についても引き続き審議会を継続し、中心市街地での問題等について検討を行う。
中心市街地活性化対策の推進 (谷山地区) (所管課) 企業振興課	谷山地区中心市街地の活性化を図るため、鹿児島市谷山地区中心市街地活性化基本計画に基づき、行政と民間が一体となって「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」を総合的・一体的に推進するもの。	審議会等への付議 (鹿児島市谷山地区中心市街地活性化対策推進協議会)	16年10月26日、17年3月28日(2回)	(会議開催のお知らせ) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧	・鹿児島市谷山地区中心市街地活性化基本計画など	意見交換	4/20	○	○	○	審議会を2回開催し、JR谷山駅周辺の整備及び活性化や、谷山地区チャレンジショップ5店舗についての意見等が出される。	中心市街地と同様に、17年度についても引き続き審議会を継続し、谷山地区の活性化に対する問題等について検討を行う。
8 創造的SOHO事業者育成支援事業 (施設の概要) (所管課) 企業振興課	本市が今後、経済活力を高め、雇用の創出を図っていくためには、創業や企業の新たな事業分野への展開を支援していくことが不可欠である。 2004年度版中小企業白書においても、初めて「SOHO」について取り上げて分析しており、多様化する就業形態の一つとして特に注目している。 こうしたSOHOによる事業を支援するとともに、新たな創業を促進するため施設を整備しようとするもの。	パブリックコメント手続の実施	16年4月5日～5月6日(32日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(5)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・「市民のひろば4月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・SOHO育成支援施設(仮称)の概要案 ・作成した趣旨(基本的な考え方) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 8人 意見数 28件	・方策に盛り込むもの 4件 ・盛り込み済みのもの 0件 ・盛り込まないもの 2件 ・その他要望等 22件
創造的SOHO事業者育成支援事業 (施設の運営) (所管課) 企業振興課		パブリックコメント手続の実施	16年7月5日～8月3日(30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(5)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・「市民のひろば7月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・SOHO育成支援施設(仮称)の運営骨子案 ・作成した趣旨(基本的な考え方) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 4人 意見数 14件	・方策に盛り込むもの 3件 ・盛り込み済みのもの 0件 ・盛り込まないもの 2件 ・その他要望等 9件

平成16年度市民参画手続の実施状況

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	意見等の提出方法	審議会等・意見交換会等				意見等の検討状況	検討結果
							公募委員	氏名等の公表	会議公開	会議録公開		
9 鹿児島市法定外公共物管理条例の制定 (所管課) 農政課	地方分権の推進を図るため、国の財産である里道・水路のうち、現に公共用として利用されているものは、所在する市町村に無償で譲与されることとなった。 そこで、本市においては、国から譲与される里道・水路がその本来の機能を果たすことができるよう、適正な管理を行うために新たな条例を制定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年4月5日～5月10日 (35日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(4)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・県土木事務所での供覧 ・地方方法務局での供覧 ・「市民のひろば4月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市法定外公共物管理条例(仮称)の骨子案 ・作成した趣旨及び定義等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 5人 意見数 27件	・条例案に盛りこんだもの 0件 ・盛り込み済みのもの 6件 ・盛りこまないもの 3件 ・その他要望等 18件
10 鹿児島市準用河川流水占用料等条例の制定 (所管課) 河川港湾課	本市には、一級河川及び二級河川以外の河川で鹿児島市長が河川環境の整備と保全がされるよう維持管理している「準用河川」が、現在、26河川あるが、これら準用河川の流水占用等に対し占用料等を徴収する条例を制定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年4月5日～5月10日 (35日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(4)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・「市民のひろば4月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市準用河川流水占用料等条例(仮称)の骨子案 ・作成した趣旨及び概要等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 2人 意見数 3件	・条例等に反映するもの 0件 ・既に盛り込み済みのもの 0件 ・運用で処理するもの 0件 ・反映しないもの 0件 ・その他要望等 3件
11 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の制定 (所管課) 都市計画課 土地利用調整課	本市においては、これまで、市街化調整区域の活性化策として平成9年4月から指定既存集落制度を導入し、平成14年3月には優良田園住宅建設促進制度を導入してきた。 しかしながら、依然として人口の減少や高齢化などにより集落機能の活力の低下が懸念されることから、さらに、市街化調整区域の活性化を図るために、都市計画法に基づく条例を制定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年6月30日～7月29日 (30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(4)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・市政記者クラブへの広報依頼 ・チラシの配布	・鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(仮称)の骨子案 ・作成した趣旨及び目的等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 7人 意見数 11件	・条例等に反映するもの 0件 ・既に盛り込み済みのもの 0件 ・運用で処理するもの 2件 ・反映しないもの 4件 ・その他要望等 5件
		意見交換会等の開催(地域住民との意見交換会)	16年7月20日～23日(4回)	(会議開催のお知らせ等) ・インターネットによる公開 ・チラシの配布 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例(仮称)の骨子案 ・作成した趣旨及び目的等	意見交換	—	—	○	○	参加者 172人 意見数 74件	・骨子案に盛り込むもの 1件 ・盛り込み済みのもの 13件 ・運用で処理するもの 2件 ・反映しないもの 9件 ・その他要望等 49件
12 鹿児島市屋外広告物条例施行規則の改正 (所管課) 都市計画課	屋外の看板や広告など(屋外広告物)が都市や自然の景観を害したり、市民に対して危害を及ぼしたりしないようにするために、鹿児島市屋外広告物条例の基づき、屋外広告物の禁止地域等を指定し、美観風致の維持に努めているが、平成16年3月に開通した九州新幹線の沿線や南九州西回り自動車道等沿線について、美観風致の維持のため、屋外広告物の禁止地域を指定するもの。	パブリックコメント手続の実施	16年6月30日～7月29日 (30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(4)での供覧 ・地域公民館(8)での供覧 ・市政記者クラブへの広報依頼	・禁止区域の指定の方針 ・禁止区域の指定の概要 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 1人 意見数 2件	・素案に盛り込むもの 0件 ・盛り込み済みのもの 1件 ・盛り込まないもの 1件 ・その他要望等 0件
13 地域スポーツクラブ育成事業 (所管課) 市民スポーツ課	国のスポーツ振興基本計画に基づき、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の環境を整え、スポーツ活動や健康づくりを進め、相互交流を深めるとともに地域スポーツクラブの活性化に努めるもの。 また、学校及び地域公民館等の施設を活用して、住民主体で運営するスポーツクラブの設立等を支援するもの。	意見交換会等の開催(地域住民との意見交換会)	16年7月15日、16年10月15日 17年3月26日 16年度は吉野地区にて全3回開催	(会議開催のお知らせ等) ・チラシの配布 ・町内会での回覧	・地域スポーツクラブの概要(地域スポーツクラブを設立・育成する3つのステップ)	意見交換	—	—	○	○	参加者 28人 意見数 9件	・計画案に盛り込むもの 2件 ・反映しないもの 2件 ・その他要望等 5件

平成16年度市民参画手続の実施状況

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	意見等の提出方法	審議会等・意見交換会等				意見等の検討状況	検討結果
							公募委員	氏名等の公表	会議公開	会議録公開		
14 鴨池公園水泳プール等整備事業 (所管課) 市民スポーツ課	現在使用中の鴨池公園水泳プールは、公認プールとして県内はもとより全国大会など多くの公式大会が開催されているが、屋外プールであることや、完成後30年以上経過していることから、競技用屋内プール施設として整備することとしている。 今回、新プールの整備にあたり、基本構想・基本計画を策定しようとするもの。	パブリックコメント手続の実施	17年2月25日～3月26日(30日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・鴨池公園水泳プールでの供覧 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島市鴨池公園水泳プール(仮称)基本構想・基本計画素案について ・計画を策定した背景、趣旨等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 45人 意見数 70件	・計画に盛り込むもの 2件 ・盛り込み済みのもの 25件 ・今後検討するもの 31件 ・盛り込まないもの 3件 ・その他要望等 9件
		審議会等への付議 (鹿児島市新鴨池公園水泳プール(仮称)基本構想・基本計画策定検討委員会)	16年7月6日、7月16日、10月19日、11月30日(4回)	(会議開催のお知らせ等) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧	・鹿児島市新鴨池公園プール(仮称)基本構想・基本計画(案)など	意見交換	3/12	○	○	○	審議会を4回開催し、施設整備の概要、建設されるプールの規格等について意見が提出された。	提出された意見を元に新プールの計画の計画案を策定した。また会議録等についても公表を行い、パブリックコメント手続時の意見提出に対して参考とさせた。
15 鹿児島玉龍高等学校中高一貫教育研究 (所管課) 教育委員会学務課	国の教育改革の中で、より生徒の個性を伸ばす教育を展開しようとするために、中高一貫教育が公立学校においても開始されるようになった。 本市では、平成14年度から15年度にかけて鹿児島市立の3高等学校の活性化について検討した結果、鹿児島玉龍高等学校に併設型の中高一貫教育を導入するもの。	パブリックコメント手続の実施	17年1月6日～2月7日(33日間)	・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・支所(9)での供覧 ・地域公民館(13)での供覧 ・市民サービスステーション(2)での供覧 ・図書館、科学館等教育委員会関連施設での供覧 ・「市民のひろば1月号」への掲載 ・市政記者クラブへの広報依頼	・鹿児島玉龍高等学校中高一貫教育校の特色ある教育内容(案)について ・併設中学校の入学決定方法(案)について ・作成した趣旨及び目的等 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	・郵便 ・ファクシミリ装置を用いた送信 ・電子メールの送信 ・所管課への書面の提出	—	—	—	—	意見提出者 6人 意見数 14件	・促進方策案に盛り込むもの 0件 ・促進方策案に盛り込み済みのもの 9件 ・今後検討すべきもの 2件 ・反映しないもの 3件 ・その他、意見等 0件
		審議会等への付議 (鹿児島玉龍高等学校中高一貫教育研究会議)	16年6月10日、7月9日、7月30日、9月3日、11月8日、17年2月10日、5月予定、6月予定(8回)	(会議開催のお知らせ等) ・インターネットによる公開 ・所管課での供覧 ・市政情報コーナーでの供覧 ・市政記者クラブへの広報依頼	・本市における望ましい在り方 ・学校規模、通学区域、学校像等 ・施設、設備、教育内容など	意見交換	3/15	○	○	○	審議会を6回開催し、新設中学校の教育理念や校舎・体育館等の建設、入学選抜方法等について協議がなされた。	平成17年度についても引き続き審議会(研究会)を開催し、新設に当たる検討を行っていくとともに、出された意見を元に中間報告をまとめ、17年度にパブリックコメント手続を行い基本方策を立てる予定。